

令和8年度スマート農業機械導入加速化支援事業Q&A

受付日	No	大項目	質問	回答
4月21日	1	(事業趣旨)	交付等要綱の趣旨について、「ほ場の大区画化等の栽培体系への転換」とは国事業のようなスマート農業技術と新たな生産方式の一体的な導入を求めるものでしょうか。	自動操舵システム等の活用を通じてほ場の大区画化等の効率化に取り組むことであり、新しい栽培体系を導入すること等を必ずしも求めるものではありません。
4月21日	2	(導入機械)	リースでの導入は本事業の対象となりますか。	対象となりません。
4月21日	3	(導入機械)	ハローやロータリー等の作業機は対象となりますか。	本事業ではハロー、ロータリー等の作業機は対象としません。
4月21日	4	(導入機械)	導入機械の台数は何台でも良いですか？	R7までの事業と同様、原則1台とさせていただきます。
4月21日	5	(計画書の記載)	スマート農業機械等導入支援事業実施計画書の現状の年度は何年度ですか？	現状の作付面積等は令和7年度、目標は令和10年度として記載をお願いします。
4月21日	6	(計画書の記載)	スマート農業機械等導入支援事業実施計画書の2 経営の概要等の項目①から④について、すべて加点する必要がありますか？	すべての項目において加点の範囲となる取り組みを行う必要はありません。現状から変わらない項目については、現状と同等を記載願います。
4月21日	7	(計画書の記載)	スマート農業機械等導入支援事業実施計画書の2 経営の概要等の項目③について、どのような数値を記載すべきですか。	経営面積のうち、導入する機械種別に応じた大区画ほ場（ロボット農機は1ha、それ以外の対象機械は50a）の面積の和を記載してください。
4月21日	8	(過去事業との関連)	R6,R7に県単事業：スマート農業機械等導入支援事業に要望していても、本事業を要望可能ですか。	要望可能です。
4月21日	9	(過去事業との関連)	R6,R7のスマート農業機械等導入支援事業では富山県RTKサービスの利用が要件化されていましたが、本事業でも同様ですか。	本事業では要件として求めておりません。
4月27日	10	(計画書の記載)	スマート農業機械等導入支援事業実施計画書の2 経営の概要等の経営面積は、各年度の作付面積で宜しいでしょうか？	現状値は令和7年度の作付面積を記載願います。ただし、ほ場を重複しないよう願います（例：大麦と麦あと大豆の作付面積を重複して算出するのはNG）。 作業受託については特定農作業受託と①耕起・代かき、②田植え（播種）、③防除、④収穫のうち1つ以上を作業受託したものとし、契約面積で算出してください。こちらも重複計上はNGです。
4月27日	11	(計画書の記載)	スマート農業機械等導入支援事業実施計画書の2 経営の概要等の労働時間は、総作業時間あるいは導入機器に関する作業時間でしょうか？	総作業時間を基本としますが、導入機器に関連する作業の作業時間で計上しても良いです。その場合は作業内容を合わせて教えてください。
4月27日	12	(その他)	当該事業の生産者向けの説明会の実施予定はありますか。	実施予定はありません。
4月27日	13	(導入機械)	導入機械の台数について原則1台となっていますが原則以外の例外として複数台の導入を認める条件を教えてください。	トラクタ等の機械と後付け自動操舵システムを同時に導入・取付する場合を想定しています。
4月27日	14	(計画書の記載)	計画書の記載について、労働時間の項目について、基準及びポイントについては短縮率となっているが記入箇所についての単位が時間となっているのは年間の労働時間を記入するという認識でよいのでしょうか。また、交付申請時のその証明方法を教えてください。	年間の作業時間を記載願います。短縮率はこちらで計算します。現状値の確認資料は作業日誌等の作業時間を記録したものを想定しています。
4月27日	15	(計画書の記載)	計画書の記載について、1筆当たりの面積を記入することになっているが、大区画化を図った圃場の合筆後の証明方法を教えてください。また、その際は台帳面積で提出なのか、生産者管理の作付面積で提出で可能なのか教えてください。 合筆後、台帳面積であれば、地主の関係で地番の変更がなく証明が難しいが、生産者管理の圃場管理ソフト等のデータであれば証明が容易なため。	筆数ではなく、面積の和で記載をお願いします。配分基準となる増割割合については①経営面積を踏まえてこちらで計算します。 現状値の確認は野帳のほか、おっしゃるような圃場管理ソフトウェアや作業地図等で確認させていただければと考えます。
4月27日	16	(導入機械)	自動操舵システムを導入する。コントロールユニットは1台だが、ハンドル2台分を補助対象とすることは可能か。	ハンドルは1台分までとします。
4月27日	17	(計画書の記載)	スマート農業機械等導入支援事業実施計画書の2 経営の概要等の①経営面積（作業受託含む）の作業受託とはどのようなものを指すか。	No10の回答と同様です。
4月27日	18	(導入機械)	自動操舵システムとレベリングシステムを合わせて本事業で入れたいが可能か。	1経営体に対して1台までとしております。
4月27日	19	(導入機械)	レベリングシステムに付随する作業機は事業の対象になりますか？	本事業の対象外とします。

(参考)4月17日からの変更点	変更前	変更後
対象外機械	直進アシスト田植機、直進アシストトラクタ、収量コンバイン、GNSSガイダンス装置、ドローン	収量コンバイン、GNSSガイダンス装置、ドローン
対象機械	-	トラクタ等の機械と後付け自動操舵システムを同時に導入する場合、同時に導入する機械に取り付けて使うものであることを整理していただければ、「自動操舵トラクタ・田植機等」として取り扱います。